令和2年 第1回宮代町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 : 令和2年1月24日(金)15時00分から15時30分

2. 開催場所 : 宮代町役場 202 会議室

3. 委員出欠状況

議席	氏名	出欠席	議席	氏名	出欠席
1	大島 悟	0	2	日下部 好克	0
3	飯塚 信利	0	4	中村 一男	\circ
5	齊藤 幸江	0	6	秋野 春子	0
7	森山 松年	0	8	戸田 優	0
9	島村 重昭	0	10	冨田 髙治	\circ
11	岡村 宏一	0	12	中野 勝栄	\circ
13	中山 勝夫	0	14	折原 正英	0

4. 議事日程

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議案第1号	農地法第4条の規定による許可後の計画変更申請について
日程第3	議案第2号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
日程第4	議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第5	議案第4号	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

5. 農業委員会事務局職員

 事務局
 事務局長兼産業観光課長
 長堀 康雄

 事務局次長兼産業観光課副課長
 秋谷 裕章

 農地調整担当主査
 長瀬 昇之

 農地調整担当主事
 久米 美夏

6. 会議の概要

◎開 会

(会長)

みなさん、こんにちは。あけましておめでとうございます。本年最初の総会です。本日の出席議員は14名でございます。欠席委員はなしでございます。定数に達しておりますので、これより令和2年第1回農業委員会総会を開会いたします。

日程第1の議事録署名委員の指名についてですが、「■■■番■■■委員」と「■■番■■■委員」を指名いたします。

(会長)

続きまして、日程第2・議案第1号「農地法第4条の規定による許可後の計画 変更申請について」を上程いたします。それでは事務局説明願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。申請地は宮代町■■■の1筆で、■■■付の農転許可に基づき、地目はすでに宅地となっております。面積は405.27 ㎡でございます。申請人は■■■にお住まいの方です。詳細につきましてはお手元の議案書並びにモニターをご参照ください。

申請地の位置については、案内図をご覧ください。■■■の裏手に位置しております。公図で見ますとこのような形になります。なお、4条の申請範囲は黄色で囲いました範囲で、水色の線で囲いました範囲は、5条の許可申請を行う範囲です。4条と5条の申請をあわせて1件の住宅敷地となっています。

今回申請に至った経緯についてご説明いたします。本案件は■■■総会でご審議いただき、■■■付けで農地転用 4 条許可された案件の計画変更申請です。変更があった点は、隣地との被害防除に係る外構計画です。変更箇所は 3 箇所ございます。土地利用計画図とあわせて、ご確認ください。 1 箇所目は、町道に面している境界の土留めについてです。当初は地先ブロックとする計画でしたが、敷地内の土砂の流出を押さえるため、3 段コンクリートブロックとなりました。 2 箇所目は、敷地北東側の境界です。当初は既存のコンクリートブロックを用いる計画でしたが、一部が破損していたため、駐車場に接する部分は 3 段のコンクリートブロックとする計画となりました。 3 箇所目は、通路部分を除く敷地周囲の土留めについてです。当初は既存の土留めを利用する計画でしたが、隣地所有者との調整もあり、3 段コンクリートブロックとする計画となりました。以上の点が変更されたことにより、今回、申請となりました。

現況についてはこちらの写真をご覧下さい。すでに住宅の建築は完了しておりますが、農地に接する箇所の変更となりますので、改めて計画変更申請を行うものとなります。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしくお願いします。

(会長)

それではご審議の程よろしくお願いいたします。

(■■■番■■■委員)

■■■番■■■です。先ほど事務局と■■■委員さんと一緒に現場を確認してきました。既存のコンクリートブロックが割れていたりしていたので、新たにブロックを積んでいただければ被害防除になっていいと思います。建物もすでにできているので、特段問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(■■■番■■■委員)

■■■の■■■番■■■です。■■■さんのご説明どおり、何の問題もないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。 賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件については「やむを得ない」ことといたします。

続きまして、日程第3・議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」を上程いたします。それでは、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。本案件は先ほどご審議いただきました農地法 4 条の規定による許可後の計画変更申請地と同一案件になります。申請地は先ほどと同じ■■■の 2 筆で、地目はすでに宅地と公衆用道路となっております。面積は 87.69 ㎡でございます。申請人は先ほどと同様、■■■にお住まいの方です。本案件も■■■総会でご審議いただき、■■■付けで農地転用 5 条許可された案件の計画変更申請です。

案内図および公図をご覧下さい。先ほどもお示ししました、建築基準法上の接道 を確保するための2項道路に接するこちらが5条の申請範囲となっております。計 画の変更点は先ほど4条でご説明いたしました3箇所になります。5条の申請範囲 について変更はございませんが、一体利用地での変更が生じたため、5条での計画 変更も必要となり、今回申請となりました。

現況についてはこちらの写真をご覧下さい。すでに住宅の建築は完了しております。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしくお願いします。

(会長)

それではご審議の程よろしくお願いいたします。

(■■■番■■■委員)

■■■番■■■です。先ほどと同様現地を確認してまいりましたが、何の問題もないと思いますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

(■■■番■■■委員)

■■■番■■■です。■■■として申し上げます。法定外道路という道路がありまして、どうしてもこういう形を取らないと建物が建てられない状況です。これはやむを得ないと思います。ご審議よろしくお願いいたします。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。 賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件については「やむを得ない」ことといたします。

続きまして、日程第4・議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は2件案件がございますので、1件ずつご審議願います。それでは、事務局説明願います

(事務局)

それでは、ご説明いたします。申請地は宮代町■■■の畑1筆で面積は 44 ㎡ でございます。譲受人、譲渡人ともに■■■にお住まいの方です。転用目的は、駐車場としての住宅敷地の拡張です。権利の移転形態は所有権移転となります。詳細につきましてはお手元の議案書およびモニターをご参照ください。

申請の経緯についてご説明いたします。申請者は現在■■■の戸建て住宅で生活しており、自家用車を 1 台所有しておりますが、自宅敷地内に駐車スペースがなく、これまでは譲渡人宅の庭先を借りて駐車しておりましたが、その借用を断られてしまったことで、今回申請に至った次第です。なお、こちらは令

和元年 9 月に農用地区域からの除外が認可されております。申請地の位置については、案内図をご覧ください。 ■■■の南部に位置しております。公図で見ますとこのような形になります。 ■■■です。隣接する農地が 1 筆ございますが、こちらは譲渡人の所有地であり、またこの後ご審議いただく案件の申請地ともなっておりますので、問題はございません。

続きまして、土地利用計画図をご覧ください。申請地は砂利敷きの駐車場とし、隣地との被害防除は芯積みのコンクリートブロック2段を用いて行います。被害防除を芯積みで行うため、隣地とは農地転用申請を同時に行う必要がございますが、こちらの案件については、この後2件目の案件としてご説明いたします。現況についてはこちらの写真をご覧下さい。適切に管理されております。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は第 2 種農地に区分されます。 隣接地も農地転用を同時に申請しているので、問題はございません。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしくお願いします。

(会長)

それではご審議の程よろしくお願いいたします。

(■■■番■■■委員)

■■■番■■■です。事務局と■■■委員さんと現場を見てまいりました。道路にも隣接しており、■■■にも隣接しております。車1台止めるスペースですので、問題ないと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。

(■■■番■■■委員)

■■■の■■■番■■■です。昨日、現場を確認しましたところ、何ら問題ないと思いましたので、よろしくお願いいたします。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。 賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件については「やむを得ない」ことといたします。続きまして 2件目の案件について、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。申請地は宮代町■■■の畑1筆で面積は37 ㎡ でございます。譲受人、譲渡人ともに■■■にお住まいの方です。転用目的は、 駐車場としての住宅敷地の拡張です。権利の移転形態は所有権移転となります。 詳細につきましてはお手元の議案書およびモニターをご参照ください。

申請の経緯についてご説明いたします。申請者は現在■■■の戸建て住宅で生活しております。車 1 台分の駐車スペースはございますが、現在購入予定の車を置くスペースがなく、また、足の不自由な申請者がタクシーで通院する際に、乗り降りするためのスペースがないことなどから、今回申請に至った次第です。なお、こちらは令和元年 9 月に農用地区域からの除外が認可されております。申請地の位置については、案内図をご覧ください。■■■の南部に位置しております。公図で見ますとこのような形になります。■■■です。隣接する農地が 1 筆ございますが、こちらは先ほどご審議いただきました案件の申請地でございます。

続きまして、土地利用計画図をご覧ください。申請地は砂利敷きの駐車場とし、隣地との被害防除は芯積みのコンクリートブロック2段を用いて行います。被害防除を芯積みで行うため、隣地とは農地転用申請を同時に行う必要がございますが、隣地の申請につきましては、先ほどご審議いただきましたとおりです。現況についてはこちらの写真をご覧下さい。適切に管理されております。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は第 2 種農地に区分されます。 周辺への営農への影響は、隣接地も農地転用を同時に申請しているので、問題 はございません。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろし くお願いします。

(会長)

それではご審議の程よろしくお願いいたします。

(■■■番■■■委員)

■■■番■■■です。先ほどと隣接している土地であり、道路にも面しておりますので、問題ないと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。

(■■■番■■■委員)

■■■番■■■です。先ほどの案件に隣接しているということで、確認しましたところ、何ら問題ないと思いました。

(■■■番■■■委員)

■■■番■■■です。先ほどの案件の隣地ですが、議案書の方だと地目が隣地と異なっているのですが。

(事務局)

失礼いたしました。こちらも先ほどの案件同様、畑でございます。議案書を訂 正いたします。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。 賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件については「やむを得ない」ことといたします。

続きまして、日程第5・議案第4号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議 について」を上程いたします。それでは、事務局説明願います

(事務局)

それではご説明いたします。本日お配りしました資料の中に、本案件の資料がございますので、そちらをあわせてご覧ください。

昨年10月に農業委員会会長が農地転用にかかる収賄容疑で逮捕されるという不祥事が続けて発生しました。言うまでも無く、行政機関である農業委員会は法令遵守の精神に基づき、公平な審議を行うこと、とりわけ農地制度の適正施行に努めなければなりません。11月28日に開催された全国農業委員会会長代表者集会において「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議されました。これは、農業委員会の適切な農地法の運用および、農業委員、推進委員の綱紀保持を再確認するものです。

農業会議から、令和2年1月までの総会で農業委員会の申し合わせ決議を提議してくださいという通知が来ております。この案件については、来年度以降 も年に1回は必ず総会の場で確認するようにとのことです。このことから、今 回の総会で取り上げさせていただきました。

決議の内容については、議案書のとおりとなっております。

<議案書、決議内容の読み上げ>

これについては、年度当初に私の方から研修もさせていただいております。 特別職の公務員ということで、色々なお誘いやお話があっても、乗らずに、そ のような事があれば、事務局までお声がけをいただければと思います。また、 直近では町議選がございますが、そちらについても、ご不明点などございまし たら、事務局にご相談いただいてから、ご活動ください。

本案件についてご質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

(会長)

ご意見等ございますか。よろしいでしょうか。この件について「原文どおり決議する」としてよろしいでしょうか。 賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件については「原文どおり決議する」ことといたします。 以上をもちまして、令和2年第1回農業委員会総会における審議・報告案件の 全てを終了いたします。

◎閉会

上会議の顛末に相違ないことを証明するため署名押印する。

令和2年2月25日

会	長	 印
署名	委員	 印
署名	委員	ED